



第13号様式（第38条関係）

5多環資第919号
令和6年3月15日

許可第 5 号

一般廃棄物収集運搬業許可証

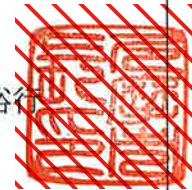
NO COPY

再 複 写 無 効

多摩市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例第53条第1項の規定により、下記のとおり許可する。

住所 東京都町田市木曽東一丁目34番6号
氏名 株式会社三菱商事
代表取締役社長 赤石 賢治 殿

多摩市長 阿部 裕行



記

- | | |
|------------|--|
| 1 一般廃棄物の種類 | 事業系一般廃棄物（普通ごみ） |
| 2 事業の区分 | 収集・運搬 |
| 3 運搬先 | 多摩清掃工場
株式会社アルフォ（大田区）
株式会社イズミ環境 八王子バイオマス・エコセンター（八王子市） |
| 4 作業区域 | 多摩市内 |
| 5 許可の有効期間 | 令和6年 4月 1日から
令和8年 3月31日まで |
| 6 許可条件 | なし |

（裏面あり）

- (1) この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、多摩市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- (2) この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、多摩市を被告として（訴訟において多摩市を代表とする者は多摩市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えができなくなります。）。ただし、上記(1)の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

NO COPY

変 更 事 項		
変更年月日及び文書番号	再 複 写 無 効	変 更 内 容
令和7年 8 月 1 日 799環資第 485 号	代表取締役社長の変更	森石賢治氏 から 古館 茂俊氏 へ
年 月 日 第 号		
年 月 日 第 号		
年 月 日 第 号		
年 月 日 第 号		